資料1

警察のDNAデータ増大

登録130万件 身元確認の切り札

保管・抹消の法整備課題

スコープ

1989年に導入され、警察による身元確認の切り札になっているDNA型鑑定。データベースへの登録総数は約130万件に達し、逃亡犯や冤罪（えんざい）裁判の捜査で存在感は増している。不起訴になった人がデータ抹消を求める訴訟を起こすなど、採取と保管に関する明確なルールを求める声も上がる。



口内の粘膜からDNA型鑑定用の資料を採取する様子＝警察庁提供

「軽微な事件で不起訴になったのに、DNA型を保管されるのはプライバシー権の侵害だ」。2019年6月、名古屋市に住む50代の女性は国にDNA型データの抹消などを求める訴えを名古屋地裁に起こした。6年前、迷い犬を探すチラシを電柱にはると、愛知県警から出頭を求められた。屋外広告を禁じる市条例に違反した疑い。任意でDNA型を採取された。捜査官は採取の法的根拠は示さず「災害のときに身元判明につながりますから」と告げたという。

女性はその後、不起訴処分に。だが国は民事裁判で「DNA型データは保管していない」として争う姿勢を示した。

裁判で代理人を務める川口創弁護士は「日本では採取や抹消の基準が曖昧で、ひとたび登録されれば一生容疑者扱いとなってしまう」と批判する。女性は「何らかの形で（保管していないことが）証明されなければ信じることはできない」と主張、現在も裁判が続く。

DNA型鑑定は細胞核にあるDNAの配列や繰り返しのパターンが個人によって異なることを利用し個人を特定する。警察の捜査に導入されたのは1989年からだ。当初、200人に1人ほどだった個人識別の精度は、検査手法の向上で5京人に1人にまで向上している。

現場などに残ったDNA型を過去の容疑者のデータベースに照会して関与が判明した件数は2011年に千件を超え、19年は約2500件だった。容疑者のDNA型鑑定で別の犯罪への関与が分かることも多い。

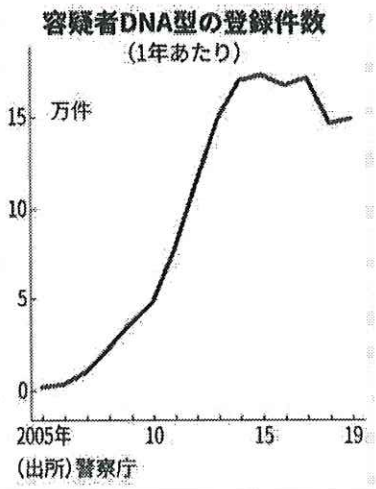
警察庁が容疑者のDNA型についてデータベースの運用を始めたのは05年。登録されるDNA型は毎年十数万件のペースで増え、19年12月末時点で129万6765件に上る。自白偏重による無罪判決が相次ぎ、客観証拠が重視されるようになったことも背景だ。

採取や保管を直接、規定した法律はなく、行政機関個人情報保護法や国家公安委員会規則が根拠とされている。同規則はデータ抹消について「登録された者が死亡したとき、または記録を保管する必要がなくなったとき」と規定する。

警察庁幹部は「採取するDNA型は任意提出が原則だ」と説明する。データ抹消は事件ごとに各都道府県警の判断に委ねているという。「行政機関個人情報保護法で情報漏洩に罰則規定が設けられており、厳重に管理されていることは間違いない」と話す。採取した資料自体は鑑定でほぼ全量を消費し、残りは廃棄するのが通常だという。

渡辺修・甲南大学法科大学院教授（刑事訴訟法）は「DNAは個人の遺伝情報をさらけだすソース。具体的な採取や保管、利用、廃棄の要件と手続きを法律で定めるべきだ」と指摘する。

海外では採取やデータベースの運用を法律で定める例も多い。カナダでは独立した機関がデータベースの運営を監督している。京都産業大の田村正博教授（警察行政法）はDNA型による捜査を評価したうえで「データベースが適切に運用されているのかどうか外部機関が定期的に監査し、公表するような仕組みが必要だ」と話す。（植田寛之）



令和８年１１月４日　衆議院内閣委員会　中道　長妻昭　提出資料

※　手書き部分は長妻昭事務所で加筆

1

掲載日　2020年11月10日　日本経済新聞朝刊　045ページ

(C)日本経済新聞社　無断複製転載を禁じます。

令和８年10月26日
調査及び立法考査局
行政法務調査室・課

日本の「被害防止電子計算機調査」及び英独仏における類似措置（表）

		（参考）日本	イギリス	ドイツ（バイエルン州）	フランス
根拠法		警察官職務執行法	2016年調査権限法（IPA）	警察任務権限法（PAG）	国内治安法典（CSI）※2015年情報活動法による挿入
措置の名称		被害防止電子計算機調査	特定機器干渉	情報技術システムへの秘密干渉	コンピュータ・データの収集（RDI）
対象犯罪・適用要件	対象となる犯罪	重大犯罪（人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある犯罪）【8条】	重大犯罪【106条1項】定義：(a) 18歳以上の無前科者であれば3年以上の拘禁刑を言い渡されることが合理的に予想され得る犯罪 or (b)暴力を伴い、相当額の金銭的利益をもたらし又は目的を共有する多数者によって行われる行為【263条】	次の法益に対する危険又は切迫した危険：①連邦又は州の存立又は安全、②生命、健康又は自由、③その脅威が人間の生存の基盤に関わるような公共の利益【45条1項1文1号】	主にテロ、組織犯罪【R.853-2条II、L.811-3条1項4号及び6号】
	調査開始の要件	・被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があるとき。 ・他の方法によっては被害防止措置用情報を速やかに収集することが著しく困難であるとき。 【9条2項】	・重大犯罪の防止又は探知のために必要【106条1項(a)】 ・目的に照らして相当【同項(b)】 ・開示等に関する保護措置の整備【同項(c)】 ・より侵害性の低い手段はないか【2条2項(a)】	・危険若しくは切迫した危険を防止する目的のために必要な限度【45条1項1文】 ・他の手段では見込みがなく又は著しく困難【同項3文】 ・比例原則【4条】	他の適法な方法では情報を収集できないこと【L.853-2条】 公益上の必要性、比例原則の遵守【L.801-1条】
	緊急の例外	—	司法コミッショナーは、緊急時は事後審査【106条1項(d)】	裁判官の命令は、遅滞の危険がある場合は事後承認【95条】	—
警察の権限と調査範囲	通信端末への遠隔アクセス	重大犯罪の犯人が犯人間の相互連絡又は被害切迫者への連絡に用いたと認める合理的な理由のある電子計算機に接続するために必要な処分が可能【9条2項】	・対象機器は、(a) 特定の者若しくは組織に帰属し、使用され又は占有されている機器、(b) 共通の目的を共有する者の集団又は特定の活動を行い若しくは行う可能性のある者の集団に帰属し、使用され又は占有されている機器。【101条1項】 ・取得のために必要な行為も可【99条5項】	・危険責任者又は危険状況関係者について、技術的手段を用いて秘密裡に情報技術システムに干渉【45条1項1文】 ・データ取得に不可欠な情報技術システムの変更が可能【同項7文】。切迫した危険があり他の方法で防止できない場合は、データの消去又は変更も可能【同項6文】	・対象機器の類型を絞る特段の規定は見当たらない。 ・コンピュータ・データにアクセスし、記録・保存・送信するための技術装置の使用が可能になる【L.853-2条I】
	通信内容・個人情報の取得範囲	当該電子計算機に記録された電磁的記録のうち、被害切迫者の氏名又は住所、切迫重大犯罪が行われる日時その他の被害防止措置をとるために必要な当該被害切迫者又は切迫重大犯罪の実行に関する事項を示す情報（被害防止措置用情報）【9条2項】	・通信、機器データその他の情報【99条2項】 ・議員、弁護士、ジャーナリストについては特別の要件・手続あり【111～114条】	・アクセスデータ及び保存されたデータ【45条1項1文】 ・職務上の信頼関係への干渉が明らかな場合はデータ取得は原則禁止【49条1項】。私生活形成の核心領域に属するデータは取得禁止【49条2項】	・アクセス可能なコンピュータ・データは次のとおり。 (1)情報処理システムに保存されたコンピュータ・データ (2)画面に表示され、文字入力され又は周辺機器により送受信されたコンピュータ・データ　【L.853-2条I】
	調査期間	裁判官が許可状に許可の有効期間を記載。上限等に関する規定は見当たらない。【9条4項後段】	6か月（緊急令状は5営業日）【116条】 更新可【117条】	最長3か月、延長可【45条3項5文】	最長2か月、更新可【L.853-2条II】
司法によるチェック	裁判所の事前許可	地方裁判所又は簡易裁判所の許可【9条3項】	なし （司法コミッショナーによる事前承認が必要【106条1項(d)】）	裁判所の命令が必要【45条1項1文】	なし （首相の許可が必要【L.821-1条1項】）
	許可要件	9条2項に照らして適切か【9条4項前段】	（必要性・比例性【108条1項】）	特段の規定なし	（正当性、比例性等【L.801-1条2項】）
	実施中・実施後	—	（令状更新に対する司法コミッショナーの承認【117条】）	命令の延長【45条3項5文】	—
権限濫用の防止	独立した第三者機関による監督	— （公安委員会への報告【9条9項】） （公安委員会による確認、指示【9条10項】）	調査権限コミッショナーによる調査・査察・監査【235条1項】	・中央データ審査局による私生活形成の核心領域に属するデータの除外【45条4項→41条5項】 ・州データ保護観察官による2年ごとの監査【51条】	・首相の許可には、国家情報技術監視委員会（CNCTR）の意見聴取が必要【L.821-1条1項】 ・CNCTRは措置中止及び情報消去を勧告可【L.853-2条IV】
	取得情報の目的外利用禁止	被害防止電子計算機調査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。【9条11項】	—	取得したデータは、原則的に秘密干渉措置の手続内で処理。ただし、具体的な捜査の手掛かりとなる場合は、①危険防止目的で別の手続で処理、②一定の犯罪の場合は刑事訴追目的で処理が可能【48条4項2文】	情報は、L.811-3条に掲げる目的以外の目的のために、収集等してはならない。【L.822-3条I】
	保存・消去義務	許可外の電磁的記録は被害防止措置実施警察官への提供不可、調査終了後直ちに消去。【9条6項】	・本部長は、取得した資料の複製物の安全な保管を確保するための取決めを定めなければならない【129条1項・4項】。 ・保持不要な複製物は速やかに消去【129条5項・6項】。	・データの保存期間は必要な範囲に限定【53条5項1文】 ・不要となったデータは遅滞なく消去しなければならない。【49条5項2文・3文】	RDIにより収集した情報の保存期間は、120日が上限【L.822-2条1項2号】
国民の権利保護・救済	本人への通知	通知が困難である場合を除き、遅滞なく、当該電子計算機の使用者に通知。当該通知により被害防止措置が妨げられるおそれがあるときは、おそれ解消後速やかに通知。【9条8項】	原則的になし （調査権限コミッショナーは、重大な過誤を発見した場合には本人に通知しなければならない【231条1項】）	法益を危険にさらすことなく可能となり次第、速やかに、措置対象者及びデータが収集・処理された者に対して通知しなければならない【50条1項1文6号】	—
	異議申立て	—	調査権限審判所に対する申立て【(2000年調査権限規制法) 65条5項】→令状の取消し・情報破棄の命令【同65条7項】	・地方裁判所への抗告【99条1項】 ・警察に対しデータの訂正又は消去の求め【62条1～4項】	・CNCTRによる検査【L.833-4条】 ・コンセイユ・デタに提訴【L.841-1条】。情報収集が違法と判断した場合、情報破棄を命令可【行政裁判法典L.773-7条】
	違法調査への救済・賠償	—	調査権限審判所に対する申立て【(2000年調査権限規制法) 65条5項】→　損害賠償の裁定【同65条7項】	—	・コンセイユ・デタに対する提訴に際し、又はその後に、損害賠償請求が可能【行政裁判法典L.773-7条】
国会によるチェック	国会報告	—	年次報告の提出【234条6項・7項】	州内務省から州議会内の審査会に対し年次報告【52条1項】	議会代表団に対する年次報告【(2015年情報活動法) 21条】
	監視・検証制度	—	—	—	議会代表団は6か月ごとに首相から聴取可。CNTCRに意見を求めることも可。【(2015年情報活動法) 21条】
	権限の見直し	—	国務大臣は、2016年調査権限法成立から約6年以内に、同法の運用に関する報告書を議会に提出【260条】	—	2015年情報活動法は5年以内に見直し【(2015年情報活動法) 27条】

（出典）各国法令を基に筆者作成。

＊この表では、①警察による、②犯罪予防を目的とした、③情報システムに保存された情報を秘密裡に取得するための特別の措置をまとめた。アメリカ、イタリア及びカナダについては、これらの条件全てに該当する制度は見当たらない（これら3か国も含め、詳細については、別添の調査報告書「G7諸国における「被害防止電子計算機調査」に類似する措置（解説）」を参照）。